第76回 税理士試験
〔 住 民 税 〕

熊本県試験会場用解答

11月3日（火）実施

資格の学校
TAC

＜ＴＡＣ＞税26　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

第76回税理士試験（再試験）【熊本県】住民税

Ｚ－76再－Ｉ〔第一問〕解　答

問１（25点）

個人住民税の均等割に関し、その意義、趣旨及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減及び賦課徴収）について述べなさい。

１　均等割の意義（法23①一、292①一）2

均等割とは、均等の額により課する道府県民税及び市町村民税をいう。

２　趣　旨 2

個人住民税均等割は、地域住民がその地方団体から受ける行政サービス等の応益性に着目し、地域住民の広い層についてこの行政サービスに要する費用の一部を広く均等に分担しあう負担分任の趣旨により課税され、その税負担を通じて地方自治に参加することを期待するものである。

３　納税義務者（法24①⑦、294①）4

⑴　道府県民税

道府県は、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれに掲げる道府県民税を課する。

なお、下記②に掲げる者については、市町村民税を均等割により課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

①　道府県内に住所を有する個人

…　均等割額及び所得割額の合算額

②　道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

…　均等割額

⑵　市町村民税

市町村は、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれに掲げる市町村民税を課する。

①　市町村内に住所を有する個人

…　均等割額及び所得割額の合算額

②　市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者

…　均等割額

４　非課税措置

⑴　均等割及び所得割の非課税（法24の５①②、295①②）3

道府県及び市町村は、次のいずれかに該当する者に対しては均等割及び所得割（下記②に掲げる者については分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

ただし、法施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。

①　生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

②　障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

⑵　均等割の非課税（法24の５③、295③、令47の３）4

①　市町村は、法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が、その市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

イ　市町村の条例で定める金額は、次の算式により計算した金額とする。

$$\text{基本額として定める一定金額} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数}^{※1} + 1) + 10\text{万円} + \text{加算額として定める一定金額}^{※2}$$

※１　年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。

※２　その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

ロ　上記イの基本額として定める一定金額は、35万円を超えない範囲内において35万円に、加算額として定める一定金額は、21万円を超えない範囲内において21万円に、生活保護の基準における地域の級地区分ごとに総務省令で定める率を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

②　道府県は、上記①により個人の市町村民税均等割を課することができないこととされる者に対しては、その均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税均等割を課することができない。

５　税　率（法１①五、38、310）3

均等割の標準税率は、道府県民税 1,000円、市町村民税 3,000円とする。

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率をいう。

６　負担の軽減（法311）3

市町村は、市町村民税の納税義務者が次のいずれかに該当する場合には、その者に対して課する均等割の額を、その市町村の条例で定めるところにより、軽減することができる。

⑴　均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）

⑵　⑴に掲げる者を２人以上有する者

７　賦課徴収

⑴　個人の道府県民税の賦課徴収の原則（法41）2

個人の道府県民税の賦課徴収は、特別の定めがある場合を除き、その道府県の区域内の市町村が、その市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

⑵　個人住民税の徴収方法（法319）2

個人住民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収があり、給与所得者や年金所得者に係る特別徴収制度の対象となる場合を除き、普通徴収の方法により徴収しなければならない。

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

問２（25点）

個人住民税における損失の繰越控除制度に関し、以下の点について述べなさい（阪神・淡路大震災、東日本大震災、令和６年能登半島地震、その他特定非常災害に係る特例について述べる必要はない。）。

⑴　損失の繰越控除制度の意義

⑵　純損失の繰越控除（所得税と取扱いが異なる点に触れること。）

⑶　雑損失の繰越控除

１　意　義 3

所得の金額は、１暦年単位で計算することが原則であり、ある年に生じた損失はその発生年で打ち切られ翌年以降の所得の金額の計算に関係させないのが原則であるが、損失の発生に伴う担税力の低下を考慮して、一定のものについては暦年単位課税の例外として、３年間の繰越控除が認められる。

２　純損失の繰越控除

①　内　容（法32⑧⑨、313⑧⑨） 10

イ　所得割の納税義務者の課税標準を算定する場合において、前年前３年間に生じた純損失の金額（特定非常災害に係るもの及び前年前に控除されたものを除く。）は、その純損失の金額が生じた年分の所得税につき青色申告書を提出し、かつ、その純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の住民税について連続して申告書を提出しているときに限り、その納税義務者の課税標準の計算上控除する。

ロ　イの規定の適用がない場合においても、所得割の納税義務者の前年前３年内の各年において生じた純損失の金額のうち、その各年に生じた変動所得の金額の計算上生じた損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額に係るもの（特定非常災害に係るもの及び前年前に控除されたものを除く。）は、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌年度の住民税について申告書を提出し、かつ、その後の年度分の住民税について連続して申告書を提出しているときに限り、その納税義務者の課税標準の計算上控除する。

②　所得税と取扱いが異なる点 3

所得税において純損失の繰戻し還付を受けている場合においても、住民税には繰戻し還付の制度はなく繰越控除が適用される。

３　雑損失の繰越控除

①　内　容（法32⑨、313⑨） 6

所得割の納税義務者の前年前３年内の各年に生じた雑損失の金額（特定非常災害に係るもの及び前年前に控除されたものを除く。）は、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌年度の住民税について申告書を提出し、かつ、その後の年度分の住民税について連続して申告書を提出しているときに限り、その納税義務者の課税標準の計算上控除する。

②　雑損控除（法34①一、314の２①一） 3

道府県及び市町村は、所得割の納税義務者又はその者の同一生計親族で前年の課税標準の合計額が58万円以下であるものの有する資産（生活に通常必要でない資産等を除く。）について、前年中に災害又は盗難若しくは横領により損失が生じた場合（その災害等に関連してやむ得ない支出をした場合を含む。）において、その損失の金額の合計額が足切限度額（原則として前年の課税標準の合計額の10％相当額）を超えるときは、その超える部分の金額を、その者の前年の所得について算定した課税標準から控除する。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

Ｚ－76再－Ｉ〔第二問〕解　答

○甲及び甲の家族の税額　　**（単位：円）**

氏　　名	令和８年度分として納付すべき税額の合計額	令和８年度分として納付すべき税額の内訳		
		県民税	市民税	
甲	405,300	161,500	243,800	2
甲の妻	22,800	8,500	14,300	2
甲の長男	169,700	67,300	102,400	2
甲の長男の妻	129,500	51,200	78,300	2
甲の父	251,300	99,900	151,400	2

氏　　名	特別徴収された令和７年度分の個人住民税額の合計額 ※令和７年中の所得に係る税額に限る。	特別徴収された令和７年度分の個人住民税額の内訳 ※令和７年中の所得に係る税額に限る。		
		県民税	市民税	
甲	13,600	13,600	0	1
甲の妻	0	0	0	
甲の長男	0	0	0	
甲の長男の妻	0	0	0	
甲の父	1,150	1,150	0	1

○計算過程

甲

Ⅰ　各種所得の金額

給与所得	2	5,407,000	7,230,000－※1,823,000＝5,407,000
			※　7,230,000×10％＋1,100,000＝1,823,000
配当所得			
（総合）		37,000	68,000＋49,000＝117,000（申分）
（申告分離）		117,000	【配当割額】
			68,000×５％＋49,000×５％＝5,850（Ｘ県）
譲渡所得			
（一般株式等）		△175,000	⑴　一般株式等
（上場株式等）		155,000	①　ｄ株式　371,000－(85,000＋3,000)＝283,000
			②　ｆ株式　128,000－(580,000＋6,000)＝△458,000
			③　①＋②＝△175,000
			⑵　上場株式等
			766,000－(608,000＋3,000)＝155,000
			【株式等譲渡所得割額】
			155,000×５％＝7,750（Ｘ県）

Ⅱ　課税標準

総所得金額		5,444,000	5,407,000＋37,000＝5,444,000
上場株式等に係る配当所得等の金額	2	117,000	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額	2	155,000	※　一般株式等の損失は生じなかったものとみなす
			5,716,000＞350,000＋100,000＝450,000　∴ 所得割課税
合計		5,716,000	

Ⅲ　所　得　控　除

社会保険料控除		589,400	
生命保険料控除	2	45,500	(1)　旧一般 15,000＋(24,000－15,000)×1/2＝19,500 (2)　新個人年金 22,000＋(48,000－32,000)×1/4＝26,000 (3)　(1)+(2)＝45,500
医療費控除	2	0	43,000－※100,000＜0 ※　5,716,000×５％＞100,000　　∴ 100,000
配偶者特別控除	2	330,000	644,000≦1,000,000、5,716,000≦9,000,000　　∴ 330,000
基礎控除		430,000	5,716,000≦24,000,000　　∴ 430,000
合計		1,394,900	

Ⅳ　課税所得金額

課税総所得金額	4,049,000	5,444,000－1,394,900＝4,049,100 → 4,049,000（千円未満切捨）
上場株式等に係る課税配当所得等の金額	117,000	
上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額	155,000	

Ⅴ　所　得　割　額

Ｘ県民税	160,516	１．算出所得割額
Ｙ市民税	240,848	(1)　課総 4,049,000×{ ４％＝161,960 / ６％＝242,940 } (2)　上配 117,000×{ ２％＝2,340 / ３％＝3,510 } (3)　上株 155,000×{ ２％＝3,100 / ３％＝4,650 } (4)　(1)+(2)+(3)＝{ 167,400 / 251,100 } ２．調整控除額 2,000,000＜4,049,000 50,000＋0－(4,049,000－2,000,000)＜50,000　　∴ 50,000 50,000×{ ２％＝1,000 / ３％＝1,500 } 2 ３．配当控除 4,049,000＋117,000＋155,000≦10,000,000 37,000×{ 1.2％＝444 / 1.6％＝592 } 2 ４．配当割額控除 5,850×{ 2/5＝2,340 / 3/5＝3,510 } 1

５．株式等譲渡所得割額

$$7,750\times\begin{cases}2/5=3,100\\3/5=4,650\end{cases}\boxed{1}$$

$$6.\ 1-2-3-4-5=\begin{cases}160,516\\240,848\end{cases}$$

Ⅵ 均等割額

Ｘ県民税	1,000
Ｙ市民税	3,000

Ⅶ 納付税額

Ｘ県民税	161,500	$Ⅴ+Ⅵ=\begin{cases}161,516\rightarrow161,500\text{（県）}\\243,848\rightarrow243,800\text{（市）}\end{cases}$
Ｙ市民税	243,800	

甲の妻

Ⅰ 各種所得の金額

一時所得	1,288,000	1,800,000－12,000－500,000＝1,288,000

※　オータムジャンボ宝くじの当選金は非課税

Ⅱ 課税標準

総所得金額	2	644,000	1,288,000×1/2＝644,000

644,000＞350,000＋100,000＝450,000　　∴ 所得割課税

Ⅲ 課税所得金額

課税総所得金額	214,000	644,000－※430,000＝214,000

※　644,000≦24,000,000　　∴ 430,000

Ⅳ 所得割額

Ｘ県民税	7,560
Ｙ市民税	11,340

１．算出所得割額

$$214,000\times\begin{cases}4\%=8,560\\6\%=12,840\end{cases}$$

２．調整控除

214,000≦2,000,000

50,000＜214,000　　∴ 50,000

$$50,000\times\begin{cases}2\%=1,000\\3\%=1,500\end{cases}\boxed{2}$$

３．$1-2=\begin{cases}7,560\\11,340\end{cases}$

Ⅴ 均等割額

Ｘ県民税	1,000
Ｙ市民税	3,000

Ⅵ 納付税額

Ｘ県民税	8,500	$Ⅳ+Ⅴ=\begin{cases}8,560\rightarrow8,500\text{（県）}\\14,340\rightarrow14,300\text{（市）}\end{cases}$
Ｙ市民税	14,300	

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

甲の長男

Ⅰ　各種所得の金額

不動産所得	3,027,000	3,710,000－683,000＝3,027,000

Ⅱ　課税標準

総所得金額	3,027,000	3,027,000＞350,000＋100,000＝450,000　∴ 所得割課税

Ⅲ　所得控除

社会保険料控除		886,000	
生命保険料控除	2	28,000	67,000＞56,000　∴ 28,000
医療費控除	2	0	59,800－※100,000＜0 ※　3,027,000×５％＞100,000　∴ 100,000 (注)　人間ドックの受診費用は対象外
基礎控除		430,000	3,027,000≦24,000,000　∴ 430,000
合計		1,344,000	

Ⅳ　課税所得金額

課税総所得金額	1,683,000	3,027,000－1,344,000＝1,683,000

Ⅴ　所得割額

Ｘ県民税	66,320	１．算出所得割額 1,683,000×｛４％＝ 67,320 ６％＝100,980
Ｙ市民税	99,480	２．調整控除 1,683,000≦2,000,000 50,000＜1,683,000　∴ 50,000 50,000×｛２％＝1,000 ３％＝1,500
		３．１－２＝｛66,320 99,480

Ⅵ　均等割額

Ｘ県民税	1,000
Ｙ市民税	3,000

Ⅶ　納付税額

Ｘ県民税	67,300	Ⅴ＋Ⅵ＝｛67,320 → 67,300（百円未満切捨）
Ｙ市民税	102,400	102,480 → 102,400（百円未満切捨）

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

甲の長男の妻

Ⅰ　各種所得の金額

給与所得	2	2,398,000	3,540,000－※1,142,000＝2,398,000
			※　3,540,000×30%＋80,000＝1,142,000

Ⅱ　課税標準

総所得金額		2,398,000	2,398,000＞350,000＋100,000＝450,000　∴ 所得割課税

Ⅲ　所得控除

社会保険料控除		550,000	
生命保険料控除	2	28,750	27,500＋(45,000－40,000)×1/4＝28,750
雑損控除	2	100,000	150,000－※50,000＝100,000
			※　50,000＜2,398,000×10%　∴ 50,000
医療費控除	2	8,000	(95,000＋13,000)－※100,000＝8,000
			※　2,398,000×５%＞100,000　∴ 100,000
基礎控除		430,000	2,398,000≦24,000,000　∴ 430,000
合計		1,116,750	

Ⅳ　課税所得金額

課税総所得金額	1,281,000	2,398,000－1,116,750＝1,281,250 → 1,281,000（千円未満切捨）

Ⅴ　所得割額

X県民税	50,240	１．算出所得割額
Y市民税	75,360	1,281,000×{4%＝51,240 / 6%＝76,860}
		２．調整控除
		1,281,000≦2,000,000
		50,000＜1,281,000　∴ 50,000
		50,000×{2%＝1,000 / 3%＝1,500}
		３．１－２＝{50,240 / 75,360}

Ⅵ　均等割額

X県民税	1,000
Y市民税	3,000

Ⅶ　納付税額

X県民税	51,200	Ⅴ＋Ⅵ＝{51,240 → 51,200（百円未満切捨） / 78,360 → 78,300（百円未満切捨）}
Y市民税	78,300	

甲の父

Ⅰ　各種所得の金額

雑　所　得	2 2,207,500	3,310,000－1,102,500※＝2,207,500
		※　1,045,000≦10,000,000
		400,000＋(3,310,000－500,000)×25％＝1,102,500
山林所得	2 1,045,000	4,960,000－3,415,000※－500,000＝1,045,000
		※　(4,960,000－1,870,000)×50％＋1,870,000＝3,415,000
利子所得	0	特定公社債の利子は配当割が課税されるため所得割課税除外
		【配当割額】
		23,000×５％＝1,150（Ｘ県）

Ⅱ　課税標準

総所得金額	2,207,500	
山林所得金額	1,045,000	3,252,500＞350,000＋100,000＝450,000　∴ 所得割課税
合　計	3,252,500	

Ⅲ　所得控除

社会保険料控除	322,600	
基礎控除	430,000	3,252,500≦24,000,000　∴ 430,000
合　計	752,600	

Ⅳ　課税所得金額

課税総所得金額	1,454,000	2,207,500－752,600＝1,454,900→1,454,000（千円未満切捨）
課税山林所得金額	1,045,000	
合　計	2,499,000	

Ⅴ　所得割額

Ｘ県民税	98,960	１．算出所得割額
Ｙ市民税	148,440	2,499,000×{４％＝ 99,960 / ６％＝149,940}
		２．調整控除額
		2,000,000＜2,499,000
		50,000＋0－(2,499,000－2,000,000)＜50,000　∴ 50,000
		50,000×{２％＝1,000 / ３％＝1,500}
		３．１－２＝{98,960 / 148,440}

Ⅵ　均等割額

Ｘ県民税	1,000
Ｙ市民税	3,000

Ⅶ　納付税額

Ｘ県民税	99,900	Ⅴ＋Ⅵ＝{99,960 → 99,900（百円未満切捨） / 151,440 → 151,400（百円未満切捨）}
Ｙ市民税	151,400	

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

熊本で住民税を受験された皆さん、本試験お疲れさまでした。

本試験までの気持ちの維持はとても難しいものがあったと思います。

本当にお疲れさまでした。

最後まで頑張ってくれた皆さんをとても誇らしく思います。皆さんが積み重ねてきた努力に相応しい結果になることを心から祈っています。

さて、今回の本試験問題は、理論については大方予想通りの出題でした。

計算についても、分量の少ない解きやすい問題だったのではないかと思います。

それだけにハイレベルな勝負になるのではないかと考えています。

計算はできる限りミスなく１人でも多くの納税者の税額を合わせること。その上で、理論については、問１、問２とも万遍なく回答すること。

これが今回の合否のポイントということになります。

●合格ライン

〔第一問〕

第一問については、問１も問２も、過去の出題と類似した問題となっており、充分な対策をしていた論点でした。

以上を踏まえ、第一問の合格ラインは、問１で20点、問２で20点、合計40点と予想します。

〔第二問〕

第二問は、ボリュームも少なく、難易度も比較的平易であったため、合格ラインは高いと思われます。

第二問の合格ラインは、44～46点と予想されます。

合格ラインは、第一問が40点前後、第二問が44点前後、合計84点前後となると思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

⑴　合格発表前

TAC 配点での得点	次年度のコース等選択案
84 点以上	次の科目の「**速修コース（※２）**」に進みましょう。 なお、すでに次の科目の学習を始めている方は、その科目の学習を継続してください。
83 点未満	現在の実力（成果・基盤）をしっかりと維持し、強固な土台を固めておくことをお勧めします。 ⇒　今年度のもので構いませんので、テキスト、トレーニング等を利用してください。

※１　合格発表があるまでは合否は分かりません。上記を進路の決定にあたって参考になさって下さい。

※２　比較的時間に余裕がある方は、年内から開講しているコースを追いかけて履修することもご検討ください。

⑵　合格発表後

結　果	次年度のコース等選択案
合　格	次の科目の「**速修コース**」に進みましょう。
不合格	残念ながら再チャレンジとなった場合、「**速修コース**」で基本項目の再確認を行いましょう。 【補足】 27 年目標は、改正の影響がありますので、早めに学習することをお勧めします。

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。

速修コース